平成２４年（フ）第４７号
長野県上伊那郡南箕輪村1188番地９
債務者　下田　洋子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２５６号
奈良市恋の窪３丁目５番Ｅ―209号
債務者　大賀　壽二
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９６号
大分県別府市大字鶴見4548番地の51
債務者　堀田　正明
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
岩手県二戸郡一戸町一戸字小井田61番地
債務者　土屋　良浩
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６６号
広島県福山市東川口町２丁目５番７号、旧住所広島県福山市新涯町１丁目39番35号
債務者　勝田美代子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７７号
広島県福山市南松永町２丁目５番５号　シーサイドコーポＡ205、旧住所広島県尾道市高須町1158番地１―803
債務者　中居　達裕
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８１号
広島県福山市加茂町字上加茂63番地376
債務者　谷山　美穂（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５４号
高知県幡多郡黒潮町入野1918番地７
債務者　土合　　悟
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６２号
佐賀県唐津市山本3208番地９
債務者　前田　雄紀
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４６９号
熊本県合志市須屋2602番地10、前住所熊本県合志市豊岡2000番地1507
債務者　田代　　梢
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７１号
熊本市西区上熊本３丁目15番５―302号　県営上熊本団地、前住所熊本市花園３丁目９番３号
債務者　立花　愛子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８１号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地　町営中代団地12―２号
債務者　大塚由美子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８２号
熊本市中央区帯山１丁目28番３―105号
債務者　児玉　るり
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３９号
沖縄県那覇市松尾２丁目５番32―803号　トゥエルヴ国際通り
債務者　喜納　昌弘
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市松尾２丁目５番32―803号　トゥエルヴ国際通り
債務者　喜納　千秋
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６３号
沖縄県那覇市字上之屋331番地１　サン仲本401
債務者　夏目　千草（旧姓栗野）
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６６号
沖縄県中頭郡西原町字棚原806番地カスティージョ棚原109号
債務者　髙良　順子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部